

排除汚水量等に係る計量装置の設置等に関する要綱

令和7年6月1日

甲 水 第 1 号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号。以下「条例」という。）第13条の2第2号及び甲府市下水道条例施行規程（平成19年4月管理規程第27号。以下「管理規程」という。）第12条第1項の規定による排除した汚水量（以下「排除汚水量」という。）の認定、管理規程第12条に規定する計量のための装置の設置並びに管理規程第15条第1項第5号の規定による使用料の減免等に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私設メーター 計量法（平成4年5月法律第51号）第72条第2項の政令で定める特定計量器で、同条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過していない水道メーター（温泉メーターは除く。）をいう。
- (2) 排水流量計等 J I S（産業標準化法（昭和24年6月法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）B7557に適合する排水流量計又は温泉メーターを使用する場合で、精度保証書等により適正な計量が行われていると認められ、かつ、耐用年数の期間内であるものをいう。
- (3) 使用者等 管理規程第12条第2項に規定する計量のための装置として、自ら設置した私設メーター又は排水流量計等（以下「私設メーター等」という。）を使用又は所有する者をいう。

(排除汚水量の認定)

第3 条例第13条の2第2号及び管理規程第12条第1項の規定による認定は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 私設メーター等を設置し、第4から第6までに掲げる条件を満たした場合 管理規程第13条に規定する使用水量申告書（以下「使用水量申告書」という。）により認定する方法
- (2) 前号以外の場合 甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、使用人員、業態、水の使用状況、揚水設備、使用水量申告書その他の実情を考慮して認定する方法

(私設メーター等の届出)

第4 使用者等で、第3第1号の規定による認定を希望する者は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 私設メーター等届出書（第1号様式）
- (2) 排水流量計等を使用する場合は、取扱説明書等に定める保守点検、定期清掃及び計測精度の測定など適正な計量を確保するために必要な措置（以下「保守点検等」という。）が講じられていることを証する根拠資料（温泉メーターは除く。）
- (3) その他管理者が必要と認めた書類

2 使用者等は、前項の届出をした私設メーター等を継続して使用している場合は、5年ごとに、私設メーター等届出書に当該私設メーター等の写真（メーター番号、有効期間及び

指針が判別できるものに限る。)を添えて、管理者に提出しなければならない。

(排水流量計等の保守点検等)

第5 排水流量計等の使用者等は、適正な計量を確保するため、保守点検等を適時適切に実施し、その結果を、年1回管理者に報告しなければならない。(温泉メーターは除く。)

(排除汚水量の届出)

第6 使用者等は、当該使用者等の使用に供する本市の水道メーターの検針日(本市の水道メーターが設置されていない場合は、管理者が指定する日)に私設メーター等の検針を行い、検針日の翌日から起算して5日以内(甲府市の休日を定める条例(平成元年3月条例第13号)第1条に掲げる休日を除く。)に使用水量申告書を管理者に提出しなければならない。

2 使用者等は、前項に規定する期間内に使用水量申告書を管理者に提出できなかった場合において、正当な理由があるときは、排除汚水量に関する報告書(第6号様式)を提出し、第3第1号の規定による認定を求めることができる。

3 管理者は、使用者等から排除汚水量に関する報告書の提出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、第3第1号の規定による認定をすることができる。

(排除汚水量の減量)

第7 管理規程第15条第1項第5号に規定するその他特に管理者が認めた場合は、使用者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共下水道に排除されない水が私設メーターにより計量できると管理者が認定した場合(以下「減量認定」という。)で、第10第1項の規定による使用水量申告書の提出を行った場合とする。

- (1) 飲料製造業、製氷業等に使用する水が製品化される場合
- (2) クーリングタワー等に使用する水が蒸発する場合
- (3) 農耕用、園芸用、芝生等への散水に使用する場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、使用する水の態様から公共下水道に排除されないと管理者が認める場合

(減量認定の申請)

第8 減量認定を受けようとする者は、管理規程第15条第2項に規定する下水道使用料減免申請書及び排除汚水量減量認定(継続)申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 私設メーター等届出書
- (2) 給・排水系統図(平面図)
- (3) その他管理者が必要と認めた書類

(減量認定の通知)

第9 管理者は、第8の規定による申請を承認したときは、排除汚水量減量認定(継続)通知書(第3号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(減量する水量の届出)

第10 減量認定を受けた者は、当該減量認定を受けた者の使用に供する本市の水道メーターの検針日(本市の水道メーターが設置されていない場合は、管理者が指定する日)に減量する水量に関する私設メーターの検針を行い、検針日の翌日から起算して5日以内(甲府市の休日を定める条例第1条に掲げる休日を除く。)に減量する水量に関する使用水量申告書を管理者に提出しなければならない。

2 減量認定を受けた者は、前項に規定する期間内に減量する水量に関する使用水量申告書

を管理者に提出できなかった場合において、正当な理由があるときは、排除汚水量に関する報告書を提出し、減量認定を求めることができる。

- 3 管理者は、使用者等から排除汚水量に関する報告書の提出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、減量認定をすることができる。

(減量認定の期間及び継続認定の申請)

第11 減量認定を行う期間は、認定した日から起算して5年を超えない期間で管理者が認めた期間とする。

- 2 減量認定を受けた者が、期間満了後引き続き減量認定を受けようとするときは、減量認定を受けた期間の末日の1月前までに、私設メーター等届出書及び排除汚水量減量認定(継続)申請書に当該私設メーターの写真(メーター番号、有効期間、指針が判別できるものに限る。)を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 3 第9の規定は、前項の規定による申請を承認する場合について準用する。

(減量認定の廃止)

第12 減量認定を受けた者が、減量認定を廃止するときは、廃止の日から10日以内(甲府市の休日定める条例第1条に掲げる休日を除く。)に、当該私設メーターの写真(メーター番号、有効期間、指針が判別できるものに限る。)を添えて、排除汚水量減量認定廃止届出書(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

(減量認定の取消し)

第13 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、減量認定を取り消すことができる。

- (1) 管理者が行う調査に協力しなかったとき。
- (2) 詐欺その他不正な手段により減量認定を受けたとき。
- (3) 私設メーターが使用に適さないとき。
- (4) その他適正に計量又は申告が行われていないとき。

- 2 管理者は、前項の規定により取り消した場合は、排除汚水量減量認定取消通知書(第5号様式)により申請者に通知しなければならない。

(変更)

第14 使用者等及び減量認定を受ける者が次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内(甲府市の休日定める条例第1条に掲げる休日を除く。)に、排除汚水量認定事項変更届出書(第7号様式)に関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 私設メーター等届出書
- (2) 給・排水系統図(平面図)
- (3) 氏名若しくは住所又は法人にあっては名称等

(使用の態様調査等)

第15 管理者は、5年ごとに管理規程第12条第1項の規定により使用水量を認定している使用者等の使用の態様について調査を行うものとし、当該調査の結果、使用の態様の変更を確認したときは、管理規程第14条の規定により変更の届出をさせるものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて検定証印等の有効期間等について使用者等に通知するものとする。

(委任)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行前に管理規程第12条に規定する認定又は管理規程第15条に規定する減量認定を受けた者は、施行後の要綱に規定する申請をしたものとみなす。
- 3 施行前に設置した私設メーター等で現に残存するものについては、当分の間、引き続きこれを使用することができる。

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

住所
氏名
連絡先

私設メーター等届出書

排除汚水量の認定のために使用する私設メーター等について、次のとおり届け出ます。

私設メーター等を使用する場合は、甲府市下水道条例、甲府市下水道条例施行規程、本要綱等を遵守します。

お客様番号

（水道水を使用している場合）

使用場所

（届出者住所と異なる場合）

連絡先

（法人は担当者の所属・氏名を記入）

給・排水系統 の名称等	使用水種	下水道に流入 する／しない	製造会社	メーター 形式	口径	有効期間 耐用年数	提出日 の指針
1							
2							
3							
4							
5							

※提出日の指針は小数点以下切捨て。整数値で記載してください。

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

住所
氏名
連絡先

排除汚水量減量認定（継続）申請書

使用水に公共下水道へ排除されない水量があるため、要綱第8又は要綱第11の規定により、排除汚水量の減量認定を申請します。

また、申請にあたり、次に掲げる事項を遵守します。

- 1 申請が認められた後は、本市の水道メーターの検針日（本市の水道メーターが設置されていない場合は、甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日）に私設メーターの検針を行い、検針日の翌日から起算して5日以内（甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条に掲げる休日を除く。）に管理規程第13条に規定する使用水量申告書（以下「使用水量申告書」という。）を管理者に提出します。
- 2 使用水量申告書の提出が遅れた場合、全量の下水道使用料を納付します。
- 3 排除汚水量の適正な計量及び把握に関する資料の提出や現地調査に応じます。
- 4 排除汚水量の計量及び把握に疑義が生じた場合、管理者と協議し指示に従います。
- 5 甲府市下水道条例、甲府市下水道条例施行規程、本要綱等を遵守します。

お客様番号

（水道水を使用している場合）

使用場所

（申請者住所と異なる場合）

使用水種：水道水 地下水 その他（ ）

減量要因：製品化 蒸発 散水 その他（ ）

本書に、①私設メーター等届出書（第1号様式） ②給・排水系統図（平面図）

③現地案内図 ④その他（写真等）を添えて提出してください。

様

甲府市上下水道事業管理者

排除汚水量減量認定（継続）通知書

先に申請のありました排除汚水量の減量認定について、次のとおり認定しましたので、要綱第9の規定により通知します。

お客様番号

使用場所

認定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

その他条件

1 申告書の提出

本市の水道メーターの検針日（本市の水道メーターが設置されていない場合は、甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日）に私設メーターの検針を行い、検針日の翌日から起算して5日以内（甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条に掲げる休日を除く。）に管理規程第13条に規定する使用水量申告書を管理者に提出してください。提出が遅れた場合、減量分を差し引かず、全量の排除汚水量で認定します。

2 減量認定の期間等

減量認定を行う期間は、認定した日から起算して5年を超えない期間とします。

引き続き認定を受けようとするときは、認定を受けた期間の末日の1月前までに、排除汚水量減量認定（継続）申請書（第2号様式）及び私設メーター等届出書（第1号様式）に当該私設メーターの写真（メーター番号、有効期間、指針が判別できるもの）を添えて、管理者に提出してください。

3 認定事項の変更又は認定の廃止

認定事項を変更する場合又は認定を廃止する場合は、変更又は廃止の日から10日以内（甲府市の休日を定める条例第1条に掲げる休日を除く。）に排除汚水量認定事項変更届出書（第7号様式）又は排除汚水量減量認定廃止届出書（第4号様式）を管理者あてに提出してください。

4 下水道使用料の納入方法

管理者が発行する納入通知書により納期限までに納付してください。

5 認定の取消し

甲府市下水道条例、甲府市下水道条例施行規程、本要綱等が遵守されないときは認定を取り消します。

6 私設メーターの有効期間

私設メーターは、計量法（平成4年5月法律第51号）第72条第2項の政令で定める特定計量器で、同条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過していないものでなければなりません。

7 排除汚水量の計量

認定期間中に、私設メーターに不具合が生じ、適正に排除汚水量が計量できない場合は、速やかに管理者に報告し改善の措置を講じなければなりません。適正に計量等が行われていない場合は、減量分を差し引かず、全量で下水道使用料を請求するとともに、減量認定を取消します。

8 関係資料の提出及び現地調査

管理者が排除汚水量の適正な計量及び把握に関して必要と認める場合は、関係資料の提出及び現地調査に応じなければなりません。

9 排除汚水量に関する疑義への対応

排除汚水量の計量及び把握について疑義が生じた場合は、管理者と協議し、その指示に従わなければなりません。

10 その他特記事項（使用の態様に応じ、必要な場合のみ記載）

第4号様式（第12関係）

年 月 日

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

住所
氏名
連絡先

排除汚水量減量認定廃止届出書

排除汚水量の減量認定について、次のとおり廃止しますので、要綱第12の規定により届け出ます。

お客様番号
（水道水を使用している場合）

使用場所
（届出者住所と異なる場合）

連絡先
（法人は担当者の所属・氏名を記入）

廃止年月日 年 月 日

廃止理由

添付資料

廃止日の当該私設メーターの写真
（メーター番号、有効期間、指針が判別できるもの）

第5号様式（第13関係）

甲水発第 号
年 月 日

様

甲府市上下水道事業管理者

排除汚水量減量認定取消通知書

要綱第13の規定により、排除汚水量の減量認定を取り消します。

お客様番号

使用場所

認定取消年月日 年 月 日

取消事由

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

住所
氏名
連絡先

排除汚水量に関する報告書

要綱第6及び要綱第10の規定により、排除汚水量について、次のとおり報告します。

お客様番号
（水道水を使用している場合）

使用場所
（報告者住所と異なる場合）

連絡先
（法人は担当者の所属・氏名を記入）

経緯

原因

再発防止措置

添付書類

第7号様式（第14関係）

年 月 日

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

住所
氏名
連絡先

排除汚水量認定事項変更届出書

排除汚水量の認定事項について、次のとおり変更したので、要綱第14の規定により届け出ます。

お客様番号
（水道水を使用している場合）

使用場所
（届出者住所と異なる場合）

連絡先
（法人は担当者の所属・氏名を記入）

変更年月日 年 月 日

変更事項（給・排水系統図（平面図）、私設メーター等、使用者等名、住所等）

変更前

変更後

変更理由

添付書類 変更事項関連資料